

知的財産推進計画2019に向けた提言について

平成31年2月12日
一般財団法人 知的財産研究教育財団

【要旨】

「知的財産推進計画2019」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保・活用、IP ランドスケープ業務を担う人材の育成、「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成を推進すべきである。

【本文】

1. 中小企業・スタートアップにおける知財マネジメント人材の育成・確保

(1) 現状と課題

中小企業・スタートアップは、地方経済・イノベーション創出の担い手として期待されており、より主体的に価値創造の中での知財の位置づけとその役割を認識し、これを活用できるようにすることが重要である。そのためには中小企業・スタートアップが知財への意識を高め、知財マネジメント人材を育成・確保することが不可欠である。

「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)においても、全ての中小企業で知的財産を理解できる人材を、少なくとも一人は育成する「一社一人運動」¹を実施するという施策が掲げられているところであるが、知的財産を理解できる人材を有する中小企業はまだ一部に限られているのが現状であり、一層の推進が求められる。

(2) 今後取り組むべき施策

① 中小企業・スタートアップ内の知財マネジメント人材の活用

知財の活用があまり進んでいない中小企業・スタートアップに対して知財活用の成功事例に関するセミナーを実施するなどの知財普及啓発活動において、既に経営戦略において知財を活用している中小企業・スタートアップにいる知財マネジメント人材を積極的に活用すべきである。

② 中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成

中小企業・スタートアップの知財意識を高めるために、全ての中小企業・スタートアップで、知的財産管理技能士等の知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進すべきである。

これと同時に、「一社一人運動」に取り組むなど一定の基準を満たした中小企

¹ 「知的財産人材育成総合戦略」P. 30 参照。

業・スタートアップを、知財人材育成・活用に関する状況が優良な企業として、経済産業大臣・特許庁長官が認定する制度等を創設し、さらに、この制度による認定を受けた企業は政府や公的機関の競争入札において追加評価点が得られたり、支援策の優先適用を受けたりすることができる等のインセンティブ制度を導入すべきである。

③知的財産の普及活動の継続

「推進計画 2017」に掲げられ、「推進計画 2018」においても継続された「地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。」という施策を引き続き継続すべきである。

2. IP ランドスケープ業務を担う人材の育成

(1) 現状と課題

2017 年に改訂された「知財人材スキル標準」において、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン&クローズ戦略」、「組織デザイン」の4業務が特定されたところであるが、上記の4つの項目の中でも、「IP ランドスケープ」の業務を担い得る人材が不足しており、人材育成が喫緊の課題となっている。

(2) 今後取り組むべき施策

IP ランドスケープに関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、IP ランドスケープ業務を担い得る人材を育成すべきである。

3. 知財創造教育・知財人材育成の推進

(1) 現状と課題

「推進計画 2018」でも指摘されているとおり、イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組みをデザインできる人材が必要である。

小中学校における知財創造教育の体系化などの取組が行われているところではあるが、知的財産に関する国民一人ひとりの理解の更なる向上を図るため、啓発活動を推進することが求められる。

(2) 今後取り組むべき施策

「推進計画 2017」に掲げられ、「推進計画 2018」においても継続された「知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。」という施策を継続すべきである。

以上